

日本臨床免疫学会会則

I 総 則

- (1) 本会は日本臨床免疫学会(The Japanese Society of Clinical Immunology)という。
- (2) 本会は臨床免疫学ならびにこれに関する分野の進歩発展を図ることを目的とする。
- (3) 本会は前条の目的を達成するため、次に定める事業を行う。
 - i) 機関誌「Immunological Medicine」の発行。
 - ii) 年一回以上にわたる総会ならびに学術集会の開催。
 - iii) 内外の関連学術団体との連絡および協力。
 - iv) その他の必要な事業。

II 会 員

- (4) 本会は臨床免疫学ならびにこれと関連する分野の学問の研究を志す人々をもって組織される。
- (5) 本会に正会員、(以下会員と称する)、名誉会員、および賛助会員をおく。
- (6) 本会に会員として入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、会費を添えて本会事務局に提出するものとする。
- (7) 本会の会費は年額 10,000 円とし、会費は全納するものとする。
- (8) 会員は本会の学術集会において、あるいは機関誌にその業績を発表することができる。
- (9) 会員で故なくして 2 年以上会費を滞納し、支払の催促に応じないときは退会とみなす。退会を希望する者はその旨を届け出て、会費未納のさいは完納するものとする。
- (10) 本会の名誉を著しく毀損した会員は、理事会および評議員会の議を経て除名することができる。
- (11) 名誉会員は本会に特に功労のあったもので、別に細則により推薦されるものとする。
- (12) 名誉会員は会費を免除される。また、研究業績を学術集会において、あるいは機関誌に発表することができる。
- (13) 賛助会員は、本会の目的趣旨に賛成し、本会の維持発展のために協力を希望する個人、法人、あるいは団体とし、理事会の承認を得る。賛助会員は一定年会費を納入するものとする。会費は 1 口 10 万円で何口でも可とする。

III 役 員

- (14) 本会に次の役員をおく。

理 事……………15 名以内とする (内理事長・1 名)

監 事……………2名

評議員……………若干名

年次学術集会会長…1名

- (15) 理事長の選出は理事会の互選による。
- (16) 理事長は本会を代表し、会務の運営に任ずる。また、学術集会会長に事故あるときはその職を代行する。
- (17) 年次学術集会会長は理事会において推薦し、評議員会の議を経て総会において決定する。
- (18) 年次学術集会会長は、学術集会を主宰する。
- (19) 学術集会会長は任期中理事会に出席するものとする。
- (20) 理事は別に定める内規により選出され理事会を組織し、会務の審議、本会の運営にあたる。理事の中に会務を分担する副理事長をおくことができる。
理事の任期は理事選挙開催の翌1月1日に始まり、3年後の12月末に終わる。
- (21) 評議員は本会に顕著な学術的貢献をなした会員の中から別に定める内規により選出され、評議員会を組織して本会の運営上必要な事項についてこれを審議する。
- (22) 監事の選出は評議員の中から理事長が推薦し、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。
- (23) 監事は会計を監査する。監事の任期は3年とし、重任は認められない。なお、その任期中監事を辞任するものを生じたさいには所定の手続きを経て速やかに後任を補充するものとし、そのさいの任期は前任者の残任期間とする。
- (24) 役員任期終了は、満65歳の誕生日を迎えた年の12月末とする。

IV 委員会

- (25) 本会はその業務を行うため編集委員会、その他必要とする各種委員会をおくことができる。
- (26) 委員会についての規程は、別に定める各種委員会内規に従う。
- (27) 委員の任期は別に定める各委員会規則に従い、重任を妨げない。定期の委員委嘱後に委員となったものの任期は次期選任までの期間とする。

V 集 会

- (28) 学術集会は年次集会のほか、時宜に応じてこれを行い、またその他の学会と合同して開催することができる。
- (29) 学術集会の開催にあたっては、そのつど学術集会会長の推薦により理事会の承認を得て、別に定める規定に基づきプログラム委員会を設け、学術集会の運営に関し集会長を補佐し、その責任を分担するものとする。
- (30) 総会は毎年一回、理事長がこれを招集し、年次学術集会会長が議長となり、会務を報告して

承認を求めるものとする。

(31) 理事会および評議員会は、学術集会開催期間中または必要に応じて理事長がこれを招集する。

VI 会 計

(32) 本会の経費は、会費・寄附金・その他の収入および利子をもってこれにあてる。

(33) 学術集会においては出席会員から参加費を徴収することができる。

(34) 本会の会計年は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

VII 会則変更

(35) 本会の会則を変更する場合には、総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

VIII 附 則

(36) 本会会則は平成30年1月1日より施行する。

(37) 本会の事務局は株式会社ウエアライブ（〒104-0041 東京都中央区新富 1-12-4 シーラカ
ンスビル 8F）におく。

昭和 48 年 6 月 15 日 制定

昭和 55 年 1 月 改定

平成 7 年 1 月 改定

平成 10 年 1 月 改定

平成 15 年 1 月 改定

平成 23 年 9 月 17 日 改定

平成 24 年 9 月 28 日 改定

平成 25 年 11 月 29 日 改定

平成 27 年 10 月 22 日 改定

平成 28 年 9 月 9 日 改定

平成 29 年 9 月 28 日 改定